

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	1 頁
	三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	1 頁

訓 令

教委訓第11号

各 県 立 学 校

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月27日

三重県教育委員会委員長 竹 下 讓

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程（昭和37年教委訓第177号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条第1項中第13号及び第14号を削る。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

教委訓第12号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月27日

三重県教育委員会委員長 竹 下 讓

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「副校長」を「准校長」に改める。

別表中	「		「		を	」		に改める。
	校	専決者	校	専決者				
長	副校長 教頭	事務 長	長	准校長 教頭	事務 長	専決者	専決者	
	備考 (印は副校長を置く学校で副校長が専決するもの)			備考 (印は准校長を置く学校で准校長が専決するもの)				

別表第3号の項第13号中「非常勤職員の任免」を「非常勤職員の任免に関する具申」に改め、同項第14号及び第15号を削り、同項第16号を第14号とし、第17号を第15号とする。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社